

令和7年2月市議会通常会議 教育厚生常任委員会説明資料



議案第53号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年3月14日(金)
福祉部障害福祉課

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について



1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、栄養士法が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかつたところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となつたことに伴い、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準により、指定障害者支援施設の食事提供に関する要件として「栄養士」を配置することを求めていたところ、今般、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるよう基準の改正が行われることから、同様の内容を規定している市の条例を改正する。

2 改正内容

市条例において、指定障害者支援施設に配置するべき職員のうち、「栄養士」について、**栄養士免許を有さない管理栄養士によっても要件を満たせるよう、「栄養士又は管理栄養士」に改正しようとするもの。**

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

3 改正部分の抜粋

現行	改正後
(食事)	(食事)
第38条 指定障害者支援施設(施設入所支援を提供する場合に限る。)は、 正当な理由なく、食事の提供を拒んではならない。	第38条 (略)
2 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供 に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行 い、その同意を得なければならない。	2から4まで (略)
3 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状 況及び嗜(し)好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、 利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食 事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。	
4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。	
5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者 支援施設に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算 定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなけれ ばならない。	5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者 支援施設に栄養士 又は管理栄養士 を置かないときは、献立の内容、栄 養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努め なければならない。

4 施行期日 令和7年4月1日